

令和7年度第3回埼玉県自動車小売業最低賃金専門部会議事録

野崎部会長 これから第3回埼玉県自動車小売業最低賃金専門部会を開催いたします。はじめに委員の出席状況について事務局からご報告をお願いします。

賃金室長 ただいま公益代表委員3名、労働者代表委員3名、使用者代表委員3名にご出席いただいております。

よって、最低賃金審議会令第6条第6項により本審議は有効に成立していることを報告いたします。傍聴者はありません。

野崎部会長 本専門部会の議事録確認者をあらかじめ指名させていただきます。公益代表は私が、労働者側は迫委員、使用者側は安藤委員にお願いしたいと思います。

では本日の配布資料の説明を事務局からお願いいたします。

専門監督官 本日の資料は特にございません。
以上でございます。

野崎部会長 同種のこの自動車小売、同種の特定最低賃金の他局の答申状況について分かっているならば事務局からご報告をお願いします。

賃金室長 他局において自動車小売業の最低賃金に答申があったという情報は入っておりません。

野崎部会長 前回からの続きということで、埼玉県自動車小売業最低賃金について協議を進めさせていただきます。

引き上げ額について前回労側は70円、使側は53円ということで終わりました。

今日は早速個別協議に入りたいと思いますが、その前にこの全体の関係で委員の皆様から発言があれば発言をお聞きして個別協議に入りたいと思いますが、何かご発言ありますか。

それではここで審議を休止します。休会中にそれぞれ使側に今日は残っていただきたいと思います。控室に労側が行っていただいて、その間、まず使側から公益委員として協議を行い、交代していただいて労側からということにしたいと思います。では一時審議を休止します。

(休会)

野崎部会長

では、個別協議を重ねて本会議を再開します。労使各委員の円滑な結論の取りまとめにご協力いただき感謝申し上げます。

公労・公使の個別協議の内容を簡単にまとめますと、労働者側のご主張としては、第1回にペーパーを提出していただいたご主張に加えて、やはり自動車小売としての職業といいますか、小売業としての魅力を高めることが人材の確保にもつながるし、あとは現在の景気動向を見ると相当な値上げが必要であり、なおかつ昨年29円の増加額で、それは地賃の50円を大幅に下回る金額であったということのご主張がありまして、当初の金額提示からは相当な最終的な金額に比べれば70円というご提示でしたので、使側の意見との開きがありました。

ただ、そのような形のご主張をした上で、最終的にはこれから発言していただきますけれども、金額的な歩み寄りをしていただいたということになります。

使用者側のご主張も、第1回のペーパーに示されているとおり、この特定最賃を決める3つの要素と、特に鉱工業生産指数等を考えると、なかなか額については使側の主張に歩めることはできないのだけれどもという当初53円の額から始めたということで、第2回の前回と第3回の今回合計すると、公労・公使10回近くの個別協議を重ねて今まさに全体会議になったというのが労側、使用者側の大雑把ですが、ご主張のまとめと審議の進行状況のご説明ということになります。

そうしますと、最終的な金額提示とその額についての考え方などを労使双方から改めてお話ししたいと思えます。

まず労働者側、よろしくお願いします。

迫委員

労働者側です。今回63円ということで、過去最大の引上げ額だったところもございます。

過去最大の引上げ額といったところでは、使用者側の方も準備等支払い能力みたいところもございいますので本当は63円プラスアルファで乗せたいところではありましたが、乗せずに63円とさせていただきました。

また、議論をかなり尽くしたと思っております。私の知っている中では予備日使いながら、しかも個別協議を10回以上やってといったところでは初めてだったと記憶しています。今回議論を尽くした結果

も含めて、63円の発効日は12月1日をお願いします。
以上になります。

野崎部会長 では使用者側お願いします。

安藤委員 使用者側としては、データを基にして主張させていただいたところ
ではあります。その中でまさに丁寧な公労・公使の調整の中で歩み寄
りをさせていただけたかなと思っております。

提示としては何回か段階を経たわけですが、使用者側として
は62円というのが最終的な主張ではありましたが、労側の方
でもかなり歩み寄りご理解をいただいたということもありますので、
私どもとしても63円という形で提示といいますか、同意したいと思
いますし、また発効日につきましても、いわゆる地賃の中でも急速な
上げ幅の中で苦労している中小企業、特に自動車小売についてはいわ
ゆる中販の事業者さんがいっぱいおりますので、そういった中で苦労
もあるかと思えます。

そういったこともありますけれども、地賃と日にちを合わせて12
月1日の発効という形でさせていただきたいというふうに思っており
ます。

野崎部会長 それでは、令和7年度の埼玉県自動車小売業最低賃金は引上げ額6
3円、引上げ率5.79%、時間額1152円、発効日令和7年12
月1日とすることで結論に至ったということによろしいでしょうか。

それでは採決に入ります。

令和7年度の埼玉県自動車小売業最低賃金を1152円、発効日は
令和7年12月1日とすることについて賛成する委員は挙手をお願い
します。

(全員挙手)

野崎部会長 では全会一致で議決したものと認めます。

それでは、部会長報告書案をまず配布してください。

お手元にいったと思いますので、部会長報告案について事務局から
読み上げをお願いします。

専門監督官 読み上げます。

令和 7 年 9 月 25 日

埼玉地方最低賃金審議会

会長福田素生殿

埼玉地方最低賃金審議会

埼玉県自動車小売業最低賃金専門部会

部会長野崎正

埼玉県自動車小売業最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和 7 年 8 月 8 日、埼玉地方最低賃金審議会において付託された埼玉県自動車小売業最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ね、別紙のと通りの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は、下記のとおりである。

記

公益代表委員鈴木奈穂美

野崎正

結城剛志

労働者代表委員加藤隆

迫幸太郎

清水孝祐

使用者代表委員安藤宏

品田和宏

細井勝保

(五十音順)

別紙

埼玉県自動車小売業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

埼玉県自動車小売業最低賃金

1 適用する地域

埼玉県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で自動車小売業（二輪自動車小売業（原動機付自転車を含む）を除く。以下同じ。）、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車小売業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

(1) 18 歳未満又は 65 歳以上の者

(2) 雇入れ後 3 月未満の者であって、技能習得中のもの

(3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者
4 前号の労働者に係る最低賃金額
1 時間 1, 152 円
5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
6 効力発生の日
令和 7 年 12 月 1 日
以上でございます。

野崎部会長 ただいま事務局から部会長報告書案を読み上げていただきました。
原案の通りでよろしいでしょうか。

(異議なし、の声あり)

野崎部会長 原案の通り部会長報告書が承認されましたので、案を消していただき、本審に提出いたします。
本専門部会が全会一致で議決した場合、最低賃金審議会令第 6 条第 5 項に基づき、本審の議決とすることがあらかじめ議決されていますので、事務局は答申案を準備して配布してください。
それでは事務局から答申案の読み上げをお願いします。

専門監督官 読み上げます。
令和 7 年 9 月 25 日
埼玉労働局長
片淵仁文殿
埼玉地方最低賃金審議会
会長福田素生
特定最低賃金の改正決定について (答申)
当審議会は、令和 7 年 7 月 31 日付け埼労発基 0731 第 1 号をもって諮問のあった下記の特定期最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別添のと通りの結論に達したので答申する。
記
埼玉県自動車小売業最低賃金
(平成 20 年埼玉労働局最低賃金公示第 7 号)
別添については、先ほどの部会長報告書になります。
以上でございます。

野崎部会長 では今事務局から答申案を読み上げていただきました。原案の通りでよろしいでしょうか。

(異議なし、の声あり)

野崎部会長 原案のとおり承認されましたので、案を消していただき、これで答申することといたします。よろしくお願いします。

労働基準部長 ただいま、答申をいただきました。ありがとうございました。
 特定最低賃金の改正につきましては、昨年埼玉では初めて異議の申し出がございました。
 これは非常に全国的にも珍しいケースでございまして、それだけ県民の皆様の関心の高さの現れというふうに思っております。
 本日、労使委員の皆様には真摯にご議論いただきました。
 また公益委員の皆様方には全会一致で部会報告を取りまとめていただきまして、改めて感謝を申し上げます。本日は誠にありがとうございました。

野崎部会長 では今後の予定について事務局から説明してください。

賃金室長 本日答申をいただきましたので、今日答申いただいた内容を本日異議申し出の公示を行います。
 公示の期間は令和7年10月10日金曜日までとし、異議申し出があった場合は10月16日木曜日に本審で異議審を開催いたします。
 異議の申し出がなかった場合は本日答申いただいた内容により決定をいたしまして、官報公示のための事務手続きを進めてまいります。

野崎部会長 今日の専門部会の議題2、その他ですが委員の先生方から何かございますでしょうか。事務局から何かありますか。

賃金室長 特にございません。

野崎部会長 では以上を持ちまして、第3回埼玉県自動車小売業最低賃金専門部会を閉会いたします。お疲れ様でした。